

場ヲ放棄爭議ニ入ル
以上ノ状況ニ依リ推移ヲ視
中
右及申(通)報候也

別記
要求書

- 一 極牛重忠君ノ職首ヲ取消スコト
 - 一 ビラ賄リ掛リトシテ金一萬(取付)ヲ支給スルコト
 - 一 フイルム支給ニ付トシテ金一萬ヲ支給セヨ
 - 一 役所持原代トシテ金三萬ヲ支給セヨ
 - 一 給料ヲ先ノ如ク支給セヨ
 - 一 牧野首藏君 十五日 横山武君 十日
 - 一 田崎貞天君 十日 中沢光君 十日
 - 一 大入手吉ヲ左ノ如ク判定セヨ
 - 一 百三十円ニ付 十元 二十円ヲ増スルニ五元ヲ支給セヨ
 - 一 牧野佐治君 支給セヨ
 - 一 オールトキ一圓同ニ於テハ勞働ヲ要セザルコト
 - 一 今面ノ年試ニ依リ代性ヲ生ササルコト
 - 一 年試費用全額ヲ支給セヨ
 - 一 年試中ノ給料全額ヲ支給セヨ
- 昭和九年八月十日
全岡峡域市支部野澤電氣館分会
山本精一殿

勞秘第一八四五號

昭和九年八月十七日

警視總監 藤 昭 左 平

女務大臣 後藤 文夫 殿
社會局長 官 殿

助澤電氣館勞働爭議ニ関スル件(第一報ニ解決)

要旨
勞資双方対立中調停者村山一外一名両者同ヲ斡旋スル所アリ
本月十日山本館長此ニ於テ両者互折衝ノ結果円満解決セリ

標記ノ勞働爭議經過先ノ通リ

一 交渉經過

既報ノ通リ要求各條項ニ對シ館主ノ回答誠意ナシト従業員